

平成二十九年十一月十七日受領
答 弁 第 一 五 号

内閣衆質一九五第一五号

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の与野党の質疑時間の配分見直し指示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の与野党の質疑時間の配分見直し指示に関する質問に対する答弁書

一について

政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたい。

二から四まで及び六について

お尋ねの「政府で共有された認識」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては、国会の運営及び自由民主党総裁の行為に関することであることから、政府としてお答えする立場にない。

五について

お尋ねの「与党に情報提供」及び「与党の賛同」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは差し控えたい。